

# 意見募集要領

## 1 意見募集対象

狩猟鳥獣の指定及び狩猟鳥獣の捕獲規制等の見直し（案）

## 2 意見募集期間

令和4年3月24日（木）～令和4年4月22日（金）

※郵送の場合は締切日必着。

## 3 意見提出方法

御意見は、以下の[意見提出様式]に従って御記入の上、郵送・電子メール・電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームのいずれかの方法で、(2)意見提出先まで御提出ください。（氏名・連絡先のないものは無効となります。）

### (1) 意見提出様式

#### [意見提出様式]

※ 各項目は必ずこの順番で記載してください。

[件名] 狩猟鳥獣の指定及び狩猟鳥獣の捕獲規制等の見直し(案)に関する意見

[宛先] 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名／部署名／担当者名)

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[御意見]

1 該当箇所(○ページ○行目を記載してください。)

2 意見内容(100字以内で簡潔に記載してください。)

3 理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)

※1枚の紙に複数の御意見を記入する際は、上記の1.～3.を繰り返し記入してください。

### (2) 意見提出先

#### ア) 郵送による提出

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 あて

※封筒に朱書きで「狩猟鳥獣の指定及び狩猟鳥獣の捕獲規制等の見直し（案）に関する意見」と記載してください。

#### イ) 電子メールによる提出

[shizen-choju@env.go.jp](mailto:shizen-choju@env.go.jp)

※件名に「狩猟鳥獣の指定及び狩猟鳥獣の捕獲規制等の見直し(案)に関する意見」と御記載ください。

※電子メールで提出される場合は、メール本文に必要事項を記載し、送信してください。

(添付ファイルやURLへの直接リンクによる御意見は受理いたしません。)。また、氏名・連絡先は必ず本文中に記載願います

ウ)電子政府の総合窓口 (e-Gov) の意見提出フォームによる提出

電子政府の総合窓口 (e-Gov) の「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の「意見提出フォームへ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」から提出を行ってください。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

#### 4 資料の閲覧又は入手の方法

○インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口 (e-Gov)

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

○環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室の窓口に備付け

東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 中央合同庁舎5号館 26階(国会側)

○郵送による入手を希望する場合は、返送先を宛名に明記し120円切手を貼付した返信用封筒(角A4)を別の封筒に入れ、意見提出先まで送付してください。

#### 5 注意事項

○意見は、日本語で御提出ください。

○電話での御意見は受け付けておりませんので、あらかじめ御了承ください。

○郵送の場合はA4サイズ of 用紙に記載の上、提出願います。

○提出いただきました御意見については、名前、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

○締切日までに到着しなかったもの等及び下記に該当する内容については無効とします。

- ・個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
- ・個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- ・個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
- ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- ・営業活動等営利を目的とした内容

○なお、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。